

「徳島県読書バリアフリー推進計画（第二期）（案）」について

1 策定の趣旨

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」第 8 条の規定に基づく県の「推進計画」を策定し、視覚障がい者等の読書バリアフリー環境の整備・充実を目指し、各施策に取り組んでいる。

令和 7 年 3 月、国において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（基本計画）（第二期）」が策定されたことを受け、県も「推進計画（第二期）」を策定する。

2 計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間

3 基本方針

視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、読書が困難な方の読書環境を整備・充実させることで、障がいの有無に関わらず、すべての県民が読書を身近に楽しめる社会の実現を目指し、本県における施策の方向性を示す。

（1）アクセシブルな書籍等の充実及び製作人材の育成・確保

- ・点字図書館、公立図書館等におけるアクセシブルな書籍等の充実と図書館間の相互貸借の仕組みの活用促進
- ・若年者をはじめとする製作人材の育成と裾野の拡大

（2）アクセシブルな書籍等の入手及び利用のための支援

- ・国会図書館等のインターネットサービスやその利用に係る読書支援機器の利活用支援
- ・障がい者の ICT スキル習得を支援

（3）読書を支援する環境の充実と人材の養成

- ・点字図書館、公立図書館における障がい者サービスの充実
- ・学校図書館を活用した読書支援に係る効果的な実践事例の収集と周知
- ・公立図書館、学校図書館等における読書バリアフリーの普及啓発に向けた取組の推進

4 スケジュール

令和 8 年 2 月 県議会文教厚生委員会（計画案報告）
3 月 教育委員会定例会（付議・決定）
計画策定

徳島県読書バリアフリー推進計画（第二期）（概要）（案）

第1章 計画策定にあたって

1 計画の位置づけ

国の「読書バリアフリー基本計画（第二期）」を踏まえ、徳島県の現状に即した第二期推進計画を策定します。

2 他の計画との関係

本計画は、「徳島県子どもの読書活動推進計画〔第5次推進計画〕」及び「徳島県障がい者施策基本計画（令和6年度～令和11年度）」における基本理念や方針と連携、整合を図り、視覚障がい者等の読書バリアフリー環境を実現するための具体的な事項を定めるものです。

3 計画の対象者

読書や図書館利用に困難のある視覚障がい者（盲、弱視、盲ろう等）、読字に困難があるディスレクシア等を含む発達障がい者、知的障がい者、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である者（以下「視覚障がい者等」という。）を対象とします。

4 計画の推進・評価

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）の5年間とし、市町村関係部局や関係機関等と協働・連携し施策を推進します。毎年、成果指標の進捗状況を把握、評価し、必要に応じて施策の見直しを行います。

第2章 視覚障がい者等の読書に係る現状

○第一期推進計画の成果と課題

【成果】

- ・点字図書館のアクセシブルな書籍等、県立図書館のデジタイズ図書・音声読み上げ対応電子書籍の所蔵数、また、サピエ図書館へのアップロード数が増加しました。
- ・高校生を対象とする点訳・音訳講習会や音訳図書製作体験の実施により、若年層の製作人材の育成とともに、学校関係者や県民への周知にもつながりました。
- ・図書館職員等への講座や研修会を実施し、障がい者サービスへの理解を促進しました。

【課題】

- ・点訳・音訳ボランティアの高齢化が進み、若年層の育成・確保が急がれるとともに、製作する方の負担を軽減する取組が課題となります。
- ・中途障がい者等に対する読書支援機器等のサービスの周知が十分ではないので、ICTスキル習得支援の強化とサービスの周知拡大が必要となります。
- ・図書館サービスのさらなる充実と、障がい者のニーズに応じた対応が求められます。
- ・本県の読書バリアフリーの取組への認知度はいまだ高くないことから、今後、県民への理解促進を図る必要があります。

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本的な考え方

視覚障がい等により読書及び図書館利用に障壁がある方の読書環境を整備・充実させることで、居住地域や障がいの有無に関わらず、すべての県民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現を目指します。

2 施策の基本的な方向

- (1) アクセシブルな書籍等の充実及び製作人材の育成・確保 **つくる・そろえる**
- (2) アクセシブルな書籍等の入手及び利用のための支援 **つかう**
- (3) 読書を支援する環境の充実と人材の育成 **ささえる・ひろげる**

第4章 施策の方向性

1 アクセシブルな書籍等の充実及び製作人材の育成・確保

障がいの特性や程度に応じた、様々な分野のアクセシブルな書籍等の充実を図るとともに、関係者の連携体制を構築し、製作人材の育成・確保を図ります。

- アクセシブルな書籍等の量的拡充、質的向上の推進
- 図書館間の相互貸借体制の強化
- 点訳・音訳講習会等の実施による製作人材の育成と裾野の拡大
- 書籍製作の手順や情報の共有と効率化

2 アクセシブルな書籍等の入手及び利用のための支援

視覚障がい者等が、アクセシブルな書籍等をいつでもどこからでも入手できるよう、サービスの周知や、読書支援機器の入手及び利用方法習得のための支援体制を整備します。

- 国立国会図書館データ送信サービス等の周知及び図書館等の連携体制の整備
- 読書支援機器の体験・貸出・設置に向けた図書館等の連携の推進
- ICTスキル習得支援の実施と支援人材の育成
- 学校 ICT 環境の活用による児童生徒への利用促進

3 読書を支援する環境の充実と人材の育成

視覚障がい者等が図書館を円滑に利用するための環境づくりを促進するとともに、利用を支援する関係者の養成・資質向上、共生社会実現の気運醸成を図ります。

- 障がい者サービスや読書支援機器の充実と図書館ネットワークの整備
- ピアサポートが可能な司書等の育成の促進
- 図書館関係者への研修の充実等、支援人材の育成・確保
- アクセシブルな書籍等の展示等による読書バリアフリーへの理解促進